

兵庫県公報

令和4年4月28日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）	1
病院局告示	
○ 公印の廃止及び新調	6
正 誤	
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第4号外中	6

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	明石長坂寺住宅	明石市魚住町長坂寺	144戸
普通中層耐火住宅	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	30戸

2 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅	13 団地	36 戸
普通中層耐火住宅	1 団地	1 戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第35号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中198の項を199の項とし、197の項を198の項とし、196の項を197の項とし、195の項の次に次のように加える。

196	R元	明石長坂寺住宅	明石市魚住町長坂寺	9階建	27	0.6506	49,400
					35	0.8614	68,000
					37	0.8952	68,000

					36	1.0262	80,900
					9	1.1737	92,600

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

353	R2	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	5階建	10	0.5732	58,700
					5	0.7016	74,600
					1	0.7244	74,200
					14	0.7288	74,600

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款7の項中

「

1	0.9767	69,700
1	1.0496	73,000

」

を

「

1	0.9767	69,700
---	--------	--------

」

に改め、同款8の項中

「

1	0.5784	56,500
1	0.9387	72,400

」

を

「

1	0.9387	72,400
---	--------	--------

」

に改め、同款15の項中

「

23	0.9276	79,500
25	0.9276	79,600
20	1.0216	85,400
18	1.0216	85,500

」

を

「

17	0.9276	79,500
19	0.9276	79,600
15	1.0216	85,400
16	1.0216	85,500

」

に改め、同款26の項中

「

2	1.1537	93,400
---	--------	--------

」

を

「

1	1.1537	93,400
---	--------	--------

」

に改め、同款27の項中

「

2	0.6567	70,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6567	70,700
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.7011	74,200
1	0.7011	74,600

」

を

「

2	0.7011	74,200
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8576	88,900
1	0.8576	90,000

」

を

「

1	0.8576	88,900
---	--------	--------

」

に改め、同款33の項中

「

1	0.8525	89,600
1	0.8525	90,600

」

を

「

1	0.8525	89,600
---	--------	--------

」

に改め、同款40の項中

「

2	1.2400	115,600
---	--------	---------

」

を

「

1	1.2400	115,600
---	--------	---------

」

に改め、同款43の項中

「

1	0.8664	86,600
2	0.8664	88,200

」

を

「

2	0.8664	88,200
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9571	95,100
1	0.9571	97,200

」

を

「

1	0.9571	95,100
---	--------	--------

」

に改め、同款51の項中

「

1	0.6994	71,100
1	0.6994	73,200

」

を

「

1	0.6994	73,200
---	--------	--------

」

に改め、同款57の項中

「

1	1.0436	69,400
1	1.0436	69,700

」

を

「

1	1.0436	69,700
---	--------	--------

」

に改め、同款60の項中

「

5	1.0462	79,600
---	--------	--------

」

を

「

4	1.0462	79,600
---	--------	--------

」

に改め、同款65の項中

「

1	1.1318	96,500
1	1.1318	100,400

」

を

「

1	1.1318	96,500
---	--------	--------

」

に改め、同款68の項中

「

1	0.8286	84,800
1	0.8286	85,000

」

を

「

1	0.8286	84,800
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1154	103,800
1	1.1154	105,800

」

を

「

1	1.1154	103,800
---	--------	---------

」

に、

「

1	1.1825	107,000
1	1.1825	108,600

」

を

「

1	1.1825	107,000
---	--------	---------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款29の項を次のように改める。

29	削除
----	----

附 則
この規則は、令和4年5月1日から施行する。

病 院 局 告 示

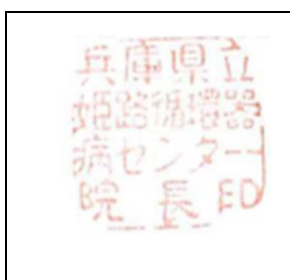

兵庫県病院局告示第1号

1に掲げる公印を令和4年4月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、令和4年5月1日からその使用を開始する。



令和4年4月28日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

1 廃止公印の名称及び印影

	
兵庫県立姫路循環器病センター院長印（一般）	兵庫県立姫路循環器病センター院長印（特殊）

2 新調公印の名称及び印影

	
兵庫県立はりま姫路総合医療センター院長印（一般）	兵庫県立はりま姫路総合医療センター院長印（特殊）

正 誤

○令和4年3月31日付け兵庫県公報第4号外中

令和4年3月31日（第4号外）公布兵庫県条例第8号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）及び兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第8号）の令和4年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

別紙2の8ページ上から9	法律第 号	法律第4号
別紙2の8ページ下から4	条例第 号	条例第8号